

**社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会**  
**感染症の予防及びまん延防止のための指針**

1. 介護保険・障がい福祉サービス事業所等における感染症の予防及びまん延防止に関する基本的な考え方

利用者の安全管理の観点から感染対策は、きわめて重要である。社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会（以下「本会」という）が管理・運営する介護保険・障がい福祉サービス事業所等（以下「事業所等」という）では、利用者の居宅や事業所における感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講ずる体制を整備し、利用者やその家族及び職員の安全を確保するために必要な対策の実施に努めるものとする。

2. 感染対策委員会その他本会内の組織に関する事項

- (1) 本会では、感染症の予防及びまん延防止の対策を検討するために、感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は3月に1回以上開催する。地域で感染症が増加している場合や施設内で感染症発生の疑いがある場合は、必要に応じ随時開催する。
- (2) 委員会の構成員については、感染対策委員会設置要綱第2条を準用する。
- (3) 委員会の内容については、感染対策委員会設置要綱第4条を準用する。

3. 感染症の予防及びまん延防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修は、本指針に基づき、感染症対策の基礎知識等の周知徹底を図るとともに衛生管理と衛生的なケアの励行を目的とする。
- (2) 実施は、6月に1回以上行う。また、新規採用時にも研修を実施する。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録する。

4. 感染症が事業所等内で発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 早い段階で受診し、医師の指示を仰ぎ、迅速な対応が取れるよう、情報管理を適切に行う。また、事業所等の管理者の判断により職員へ通知し、収束まで事業所内の情報共有・対応体制を維持する。
- (2) 職員は、感染の原因の特定のため、症状のタイプや種類等を把握し、医師の指示や別に定めるマニュアルに従って感染症の原因排除及び感染拡大の阻

止に努める。

(3) 医療機関や保健所、市町村の関係機関と連携し、報告を速やかに行い、指導に応じる。

(4) 発生後は、感染対策業務継続（BCP）等に則り、関係者への連絡を速やかに行う。

(5) 感染症が発生した原因と再発防止策を委員会において討議し、職員等に周知する。

#### 5. 外部専門家の活用に関する事項

事業所等を管理する者は、外部の専門家に依頼し、職員が感染症対策についての相談、指導等を積極的に受けることが出来る体制を整備するように努める。

#### 6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、常時閲覧できるようにするとともに、本会のホームページに掲載する。

#### 7. その他

感染対策委員会の開催記録等、施設内における感染対策に関する諸記録は保管する。

この指針は、令和6年4月1日から施行する。